



経済産業省

20220314 北海道第 22 号

令和 4 年 3 月 28 日

合同会社希楽

代表社員 小山内 俊 殿

北海道経済産業局長 池山 成俊

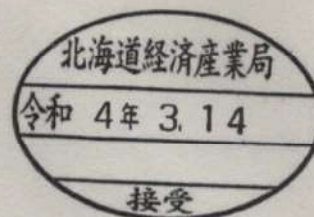


事業継続力強化計画に係る認定について

2022年3月11日付けをもって申請のあった事業継続力強化計画については、中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき認定する。

様式第28

事業継続力強化計画に係る認定申請書



2022年 3月11日

3/12

3/14

北海道経済産業局長 殿

住	所	北海道岩見沢市七条西19丁目1番地30
名	称	合同会社希楽
代表者の役職及び氏名		代表社員 小山内 俊

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称

ゴウドウカイシャキラク

合同会社希楽

代表者の役職名及び氏名

代表社員 小山内 俊 /

資本金又は出資の額

150 万円

常時使用する従業員の数

10名

業種 社会保険・社会福祉・介護事業 85

法人番号 5430003012408

設立年月日

2021年2月1日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	■当社は、北海道岩見沢市に拠点を置き、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を営んでいる。障害や課題のある方や、そのご家族の相談を支援し、お子さまを「お預かりする」ことにより、ご家族の就労時間確保を支援する役割を果たすなどを通じて、地域社会に貢献している。 ■災害発生時、当社が早期復旧しないと、支援サービス（特に、障害者のサポート）の利用者やその家族の安心や安全に直接的な影響を及ぼす。 ■当社にとって、被災時における事業継続および早期復旧に向けた事前対策を講じることは、利用者やその家族の安心や安全の確保、地域社会の早期復興に貢献する上で重要かつ喫緊の課題といえる。
事業継続力強化に取り組む目的	下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。 ①自然災害発生時において、人命を最優先として、従業員とその家族の安全と生活および雇用を守る。 ②事業の継続および早期の復旧により、サービス利用者やその家族への影響など、事業への被災被害を極小化する。 ③地域の安全などに配慮し、地域社会の早期復興に貢献する。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	当社の事業拠点において、事業活動に影響を与えることが想定される自然災害は、下記の通りである。 ◆本社（北海道岩見沢市大和3条4丁目13-2） ○地震 ・今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率：13.2%（震度6強以上：2.2%） ・津波の発生による浸水は想定されない。 ○集中豪雨や台風 ・洪水の発生によって想定される浸水深：0.5～3.0m ・台風や竜巻などの強風による被害も想定。 （以上、「J-SHIS」、「重ねるハザードマップ」等を参照）

自然災害等の発生が
事業活動に与える影響

上記の自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは、震度6弱以上の地震であり、想定される被害は、下記の通りである。

(人員に関する影響)

・就業時間中に被災した場合、事務所や施設で業務に従事する従業員において、建物・設備・什器の倒壊、火災、避難中の転倒などによりけが人が発生する。また、社外で業務に従事する従業員において、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ、津波、自動車の運転に起因する事故などによりけが人が発生する。

・公共交通機関の運行停止や道路の通行止めなどが生じた場合、従業員に帰宅困難者が発生するほか、就業時間外（夜間や休日）に被災した際は、翌日の従業員の出社、参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。

これらの被害が事業活動に与える影響として、復旧作業、事業再開の遅れなどが想定される。

(建物・設備に関する影響)

・事務所や施設の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。但し、帳票類を保管する多くのキャビネット、パソコンが損傷するほか、配管や配線類が断裂するおそれがある。また、設備は停電が発生すれば、一時的に停止。設備の一部が利用できなくなるおそれがある。

・インフラについては、電力・水道・ガスは1週間程度供給が停止するほか、公共交通機関は1週間程度ほど機能不全となるおそれがある。これらの被害が事業活動に与える影響として、利用者への対応や事業再開の遅れなどが想定される。

(資金繰りに関する影響)

・資金繰りに関しては、事業活動の遅れや停止等によって売り上げが減少し、その結果、運転資金が逼迫するおそれがある。また、建物や設備に被害が生じた場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。

・災害により想定されるリスクに対しては、可能な限り保険に加入している。但し、復旧に関して諸費用が必要になることも想定される。これらの被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができない場合、運転資金の不足や復旧費用の捻出不可などが想定される。

(情報に関する影響)

・事務所が被災し、パソコンやサーバーが損傷しても、重要情報はクラウド上に保存しているため、喪失のおそれは少ない。但し、パソコン等が破損すれば、機器を復旧するまでは重要情報が利用出来なくなる。

これらの被害が事業活動に与える影響として、利用者や取引先への対応の遅れなどが想定される。

(その他の影響)

・利用者や取引先が被災する。

・主要道路が寸断される。

これらの被害が事業活動に与える影響として、利用者（障害のある方など）やその家族に対し、約定通りの業務が行えない事態が想定される。

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	・災害発生時の行動基準の明確化 ・拠点内の避難経路の確認と周知 ・拠点外の避難所への経路確認と周知 ・保険会社の「スマ保災害ナビ」の利用促進 ・安全対策セットの備蓄(ヘルメット等)
		従業員の安否確認	発災直後	・従業員の連絡網の整備(携帯メール・グループLINE等の活用) ・安否確認システムの導入 ・連絡用携帯カードの作成 ・災害伝言ダイヤル等の利用方法の周知
		人命の救護 けが人の手当	発災直後	・応急手当用品セットの設置 ・搬送先病院のリスト作成 ・人命救護の訓練
		従業員の帰宅・ 残留支援	発災直後	・帰宅や残留の判断基準の設定 ・残留者向備品備蓄(食料3日分等)
		顧客(来社客)への対応	発災直後	・顧客の避難経路や避難場所の告知 ・誘導体制の確立 ・顧客の誘導方法の周知と訓練
2	非常時の緊急時 体制の構築	代表社員を本部長とした 災害対策本部の立ち上げ	発災後 1時間 以内	・設置基準の策定 ・災害対策本部の体制整備等 ・参集基準の策定
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況および事業活動 への影響の有無の確認、 当該情報の第一報を顧客 および取引先、ならびに 地元の市(町村)当局、 商工団体へ報告	発災後 12時間 以内	・被害情報の確認手順の整理 ・被害情報等の入手先リストの作成 ・被害情報および復旧の見通し等に関する 関係者への報告方法、対外的な情報発信 方法の策定 ・連絡先リストの作成
4	その他の取組			

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> ・災害に備え、従業員に携帯電話を配備し、緊急連絡網を整備している。 ・緊急時に対応する業務および役割について決定している。 ・業務の平準化を図るため、マニュアルを作成中。 <今後の計画> ・緊急時には安否確認を行い、被害状況等を代表が確認した上で従業員一人ひとりの出社を判断する。 ・取引先との間で、緊急時に応援要員を提供してもらうための体制について検討する。 ・保護者との面談など、リモートにて業務が行える業務を検討する。
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	<現在の取組> ・被災時の停電に備え、懐中電灯を準備している。 <今後の計画> ・長期の停電に備え、自家発電機の導入を検討する。 ・激しい揺れに備えて、設備や什器、機器類等の設置場所、固定状況などを確認し、必要に応じて、耐震・免震対策を講じる。 ・残留者向けの備品として、水、簡易食品、カセットコンロ、簡易トイレを備蓄する。 ・断水に備えて、風呂の浴槽に水を張っておく等の生活用水確保を検討する。
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組> ・現在、火災保険に加入しており建物および設備什器を補償の対象としている。 <今後の計画> ・重ねるハザードマップ等を参考に、想定される被害総額、緊急時の必要資金を事前に把握する。 ・加入している損害保険、生命保険が財務状況に応じた保障内容であるかの確認、見直しを定期的に行う。 ・被災した際に、緊急融資が受けられるよう現在友好な関係を構築している金融機関との関係を更に強化し、また国や自体からの融資を検討する。 ・自社で活用可能な補助金や助成金について内容・提出先等を事前に調べておく。
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組> ・重要情報はクラウド上に保存している。 <今後の計画> ・電源装置やPCの保管場所の見直しを行う。

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称/型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	三井住友海上あいおい生命保険 株式会社
住所	東京都中央区新川2-27-2
代表者の氏名	取締役社長 加治 資朗
協力の内容	リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組みへの支援、自然災害時の事前対策の取組強化についての支援等。

名称	三井住友海上火災保険株式会社
住所	東京都千代田区神田駿河台3-9
代表者の氏名	取締役社長 船曳 真一郎
協力の内容	リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組みへの支援、抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援等。

名称	一般社団法人共創デザイン総合研究所
住所	東京都港区新橋2丁目16-1 ニュー新橋ビル704A-2
代表者の氏名	代表理事 百武 勝幸
協力の内容	事業継続力強化計画及び申請書類の策定において、記載内容に関する監修を依頼する。

名称	株式会社三笠精算事務所
住所	北海道岩見沢市大和3条6丁目28番地4
代表者の氏名	代表取締役 越前 良太
協力の内容	リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組みへの支援、抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援等。

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

・計画の推進及び訓練・教育については、代表社員の指揮の下実施する。 ・全員で組織する「防災・減災対策会議」(年1回開催)において、具体的な取組を検討・決定する。 ・年1回、全員参加の防災訓練(避難誘導、安否確認、取引先との連携等)を実施し、訓練に合わせて従業員への教育も実施する。 ・実態に即した計画となるよう、年1回以上計画の見直しを実行する。
--

4 実施期間

2022年3月～ 2025年2月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
事前対策	建物および設備・什器の復旧費用の支払い	当該設備・什器にかかる損害保険への加入 保険料: 年14万円	<保険金額> 設備什器 3,000
事前対策	固定費(人件費・家賃等)の支払い・運転資金	自己資金 休業補償にかかる損害保険への加入 金融機関等からの融資	自己資金 8,000 休業補償 230 融 資 1,000

6 その他

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓

(2) その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

(※2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格

